

第105回日本精神神経学会総会

シンポジウム

指定発言

うつ病の訴訟事例と産業医業務

田中 克俊（北里大学大学院医療系研究科産業精神保健学）

1998年以降年間の自殺者が3万人を越える状況が続いている中、最近では「過労自殺」など労働者の自殺が労働災害として認定されるケースや企業の安全配慮義務違反が問われるケースが急増している。特に2000年3月の最高裁判決（電通事件）が企業に与えた影響は大きく、これ以降企業におけるメンタルヘルス活動が単なる健康管理から企業のリスクマネジメントとしての意味合いを深めるきっかけとなっている。この判決では、企業は業務に伴う疲労や心理的負荷によって労働者の健康が損なわれないよう注意する義務（＝安全配慮義務）を負っているが、業務による疲労が誘因となってうつ病に罹患し自殺するに至った本件において、企業は何ら具体的な注意や措置を講じなかったとして企業側の全面的な過失を認めた。また本人の生真面目な性格や業務以外のストレス

など個体側の要因や労働者自身による健康管理の責任による過失相殺は一切認めるとの判断を示した。結果として1億6800万円という死者に対する損害賠償としては過去最高の損害金が企業から遺族に支払われたが、損害賠償額以上に企業イメージの失墜に伴う損失は大きく、この判決以降、企業においてもうつ病対策が積極的に進められるようになった。ところが、最近のうつ病概念の拡がりに伴い、企業におけるうつ病対策も従来の方法だけではリスクマネジメント上十分な機能を果たせない状態になりつつある。当日は、最近の判例をもとに、今後の企業の産業医や精神科医に求められる役割についてまとめてみたい。

（この論文は抄録集より転載しました）